

現行				改正後（案）					
別表第1 申請書に添えるべき図書				別表第1 申請書に添えるべき図書					
	(ア)	(イ)			(ア)	(イ)			
		図書の種類	明示すべき事項			図書の種類	明示すべき事項		
(1)	条例第3条の規定が適用される建築物 (略)	(略)	(略)	(略)	条例第3条の規定が適用される建築物 (略)	(略)	(略)		
		第18条第1号の規定が適用される建築物	<u>宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）</u> 第4条第1項の表に定める崖の断面図、擁壁の断面図及び擁壁の背面図			<u>宅地造成等規制法施行規則第4条第1項の表</u> に定める崖の断面図、擁壁の断面図及び擁壁の背面図に明示すべき事項	第18条第1号の規定が適用される建築物	<u>宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省、国土交通省令第3号）</u> 第1条の規定による改正前の <u>宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この項において「旧宅地造成等規制法施行規則」という。）</u> 第4条第1項の表に定める崖の断面図、擁壁の断面図及び擁壁の背面図	<u>旧宅地造成等規制法施行規則第4条第1項の表</u> に定める崖の断面図、擁壁の断面図及び擁壁の背面図に明示すべき事項
		(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
(2)	条例第3条の2の規定が適用される建築物 (略)	(略)	(略)	(略)	条例第3条の2の規定が適用される建築物 (略)	(略)	(略)		
		(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	

	条例第3条の2第2項第3号の規定が適用される建築物	配置図	<u>宅地造成等規制法</u> 第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事(以下「宅地造成工事」という。)により整備されている範囲		条例第3条の2第2項第3号の規定が適用される建築物	配置図	<u>旧宅地造成等規制法</u> 第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事(以下「宅地造成工事」という。)により整備されている範囲
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(3)の項から(80)の項まで省略 (以下省略)				(3)の項から(80)の項まで省略 (以下省略)			